

(趣旨)

第1条 この規程は、市が保有する公有財産、物品、印刷物又はホームページ等(以下「市有資産」という。)に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定める。

(広告掲載の目的)

第2条 市有資産への広告の掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)は、市の新たな財源の確保を図り、市民サービスを向上させるとともに、民間事業者等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての活用を検討する市有資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) ホームページ
- (3) 市有施設
- (4) その他広告媒体として活用できる市有資産

(広告媒体の決定)

第4条 広告媒体の決定は、当該広告媒体を所管する部長(市長の職務を代理する職員の順序を定める規則(昭和62年規則第19号)に規定する部長及び富良野市事務専決規程(昭和56年訓令第10号)備考第1項第1号に定める部長の権限を行使できる職の者をいう。以下同じ。)が行う。

(広告掲載の基本的な考え方)

第5条 広告掲載の内容は、社会的に信用性と信頼性のあるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治性があるもの
  - (5) 宗教性があるもの
  - (6) 社会問題についての主義主張
  - (7) 個人又は法人の名刺広告
  - (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
  - (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (12) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- 3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管する部長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに所管する部長が定める。

( 広告の選定 )

第 8 条 部長は、広告媒体の性質等に応じ選定基準を作成し、募集開始時に周知しなければならない。

2 部長は、広告を選定したときは富良野市のホームページに選定理由を掲載するものとする。

( 広告掲載の付記事項等 )

第 9 条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告であることを明示し、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

( 広告掲載の取消し )

第10条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すものとする。

( 1 ) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

( 2 ) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

( 3 ) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

( 4 ) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定により、広告掲載を取り消した場合においても、市は契約不履行等の理由による損害賠償の責任を負わないものとする。

( 審査機関 )

第11条 掲載する広告の内容等について審査等を実施し、助言を行うため、富良野市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 部長は、第 4 条、第 6 条から第 8 条及び前条の決定に際しては、審査会の助言を求めるものとする。

3 審査会の委員長は総務部長を、委員は企画振興課長、総務課長、財政課長、市民環境課長、商工観光課長、都市建築課長及び会計課長をもって充てる。

4 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の職員を、臨時的委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

( 会議 )

第12条 部長はそれぞれが所管する広告媒体への広告掲載内容等に関し疑義が生じたときは、審査会に助言を求めるものとする。

2 審査会の会議は、前項の規定に基づき部長の求めに応じ、又は委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

3 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

4 委員長は、必要があると認めたとときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第13条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

( 委任 )

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年 1 月28日から施行する。

附 則 (平成20年 4 月 1 日訓令第13号)

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。